

小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し（案）の概要

- 子ども・子育て支援法に基づき、小学校入学前の子どもに係る教育・保育等の提供体制の確保等について定めている計画（計画期間：平成27～31年度）を平成27年3月に策定しました。
- 計画に定めた「需要量の見込み」や「サービスの供給量」が実績とかい離している事業等があったため、計画期間の中間年に当たる平成29年度に計画の見直しを行います。

1 教育・保育施設に係る需要量の見込みと確保方策に関する見直し

就学前児童数の減少、低年齢児からの保育ニーズの増大及び認定こども園の増加など教育・保育環境の変化をふまえて需要量の見込みと確保方策（サービスの供給量）を見直しました。

2 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みと確保方策に関する見直し

計画に搭載された11事業のうち、計画と実績値にかい離があった又は事業内容に変更があった8事業について見直しを行い、実績値と大きなかい離が見られない3事業については見直しを行っておりません。また、計画策定後に事業を開始した2事業について、新たに計画に登載しました。

◇見直しを行った事業

- (1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 子育て短期支援事業 (6) 一時預かり事業
- (7) 時間外保育（延長保育）事業 (8) 放課後児童健全育成事業

◇見直しを行わない事業

- (1) 養育支援訪問事業 (2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (3) 病児（病後児）保育事業

◇新たに搭載した事業

- (1) 実費徴収に係る補足給付事業 (2) 多様な事業者の参入促進事業

3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携の見直し

計画の策定後、児童福祉法の改正や、本市において障害児福祉計画の策定を進めていることから、現状に則して見直しを行いました。

お問い合わせ先：小樽市 福祉部 子育て支援室 こども育成課 子育て支援係
小樽市花園2丁目12番1号 別館4階
電話 0134-32-4111 内線 398
FAX 0134-31-7031